

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、二級・木造建築士免許各種手続き（新規登録以外）において、郵送による申請受付等を開始します。（茨城県で免許を取得された方限定）

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、二級・木造建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送による申請受付・免許交付を行うことと致します。但し、書類不備があった場合は受け付けずに返却しますので、ご注意ください。

## ■ 郵送にて申請する場合の必要書類等

- ・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続のページをご確認ください。）
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー（裏書きのあるものは両面コピー）
  - ※ 上記の身分証明書のコピーが添付されていない場合は、申請受付不可です。
  - ※ 郵送料は申請者自身のご負担となります。

なお、新規申請と、再交付（亡失）以外は、既存の免許の返却が必要になります。

その場合は、建築士免許が出来上がった旨のご連絡をいたしますので、速やかに既存の建築士免許を茨城県建築士会に持参または、郵送により返却してください。その後新しい建築士免許を手渡しするか、または、送付することになります。

※ 必要書類は、郵送前に記入漏れ等の事前確認（チェック）を行いますので、電話連絡のうえ F A X または、Eメール等により事前送付してください。

## ■ 送付方法

【 郵送にて申請する場合は、以下をご使用ください 】

- (1) ・簡易書留
- (2) ・レターパックプラス（520 円の赤色の封筒）

【 郵送にて免許の交付を希望する場合は、以下により送付します 】

- ・郵送による申請時に返送用のレターパックプラス（520 円の赤色の封筒）を同封してください。そのレターパックプラスに記載のご住所へお送りします。

なお、送料は申請者自身のご負担となり、申請受付時に本人確認ができる公的な身分証明書のコピーが添付されていることが必須条件です。

## ■ 旧免許の返却について【 窓口による交付の場合 】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。送られた交付通知ハガキ、印鑑（認印可）、旧免許をご準備いただき、申請された茨城県建築士会の窓口にお越しく下さい。